

山口県報

平成19年
10月30日
(火曜日)

目 次

告示

鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(五件)(自然保護課)……………一

特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(自然保護課)……………四

休猟区の指定(自然保護課)……………四

特定猟具使用禁止区域の指定(自然保護課)……………八

銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正(五件)(自然保護課)……………八

猟区の認可(自然保護課)……………〇

猟区の廃止の認可(三件)(自然保護課)……………〇



山口県告示第五百三十七号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十六年山口県告示第五百十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 「狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。
- 一 名称に関する部分を次のように改める。
 - 一 名称 室津半島鳥獣保護区

二 区域に関する部分中「(面積六五五ヘクタール)」を「(面積 六五五ヘクタール)」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成十九年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百三十八号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第八百七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

岐波鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「西岐波区字床波」を「大字西岐波」に、「と国道一九〇号」を「右岸と一般国道一九〇号」に、「同市字磯地を経て同市と吉敷郡阿知須町」を「同市と山口市」に改め、「同市字月の山の」を削り、「同海岸線」を「海岸線」に、「同市字月崎、字丸尾、字白土を経て西に進み、同市字床波の沢波川の河口右岸」を「沢波川河口」に、「同沢波川の」を「同川」に改め、「一円の」を削り、「(八二二ヘクタール)」を「(面積 八二二ヘクタール)」に改める。

岐波鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成十九年十月三十一日」に改める。

岐波鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(一) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

壁島鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「豊浦郡豊北町大字神田上字和久塔丘」を「下関市豊北町大字神田上字和久」に、「同町」を「同市」に、「向つて」を「向かつて」に改め、「一円」を削り、「(面積三〇〇ヘクタール)」を、「(面積 三〇〇ヘクタール)」に改める。

壁島鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

壁島鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

(二) 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区に関する指針

当該区域は、ウミウが越冬のため渡来しており、鳥類の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

笠佐島鳥獣保護区の一 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 大島郡周防大島町笠佐島全域(面積 九四ヘクタール)

笠佐島鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

笠佐島鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

笠佐島鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

(二) 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区に関する指針

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

る。

山口県告示第五百三十九号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和四十七年山口県告示第七百五十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

長谷鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「豊浦郡菊川町大字久野」を「下関市菊川町大字久野」に、「町道法事坊(勝地線)」を「市道法事坊(勝地線)」に、「同町道」を「同市道」に、「同郡豊浦町大字川棚」を「同市豊浦町大字川棚」に、「菊川町と豊浦町との境界線」を「同市菊川町大字久野と豊浦町大字川棚との大字境界線」に、「同境界線」を「同大字境界線」に、「(面積三〇〇ヘクタール)」を、「(面積 三〇〇ヘクタール)」に改める。

長谷鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

長谷鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

長谷鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

長谷鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

長谷鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

長谷鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百四十号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和五十二年山口県告示第九百五十四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ第二項の規定に基づき」を、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を、「指定する」に改める。

台道鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「同市と吉敷郡秋穂町」を、「山口市と防府市」に、「同市と山口市と秋穂町との境界点に至り、同所から防府市と山口市との境界線に沿つて北に進み、同境界線と同山陽本線との交点」を、「同山陽本線」に、「（面積六〇五ヘクタール）」を、「（面積 六〇五ヘクタール）」に改める。

台道鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を、「平成二十九年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の設定

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、針葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

歌野鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「豊浦郡菊川町大字下岡枝」を、「下関市菊川町大字下岡枝」に、「町道上保木藤内畑線」を、「市道上保木―藤内畑線」に、「同町道」を、「同市道」に、「同町と同郡豊浦町との境界線」を、「同市菊川町大字貴飯と豊浦町大字川棚との大字界線」に、「同境界線に沿つて北東」を、「同大字界線に沿つて北東」に、「菊川町と同郡豊田町と豊浦町」を、「菊川町大字貴飯と豊田町大字李路子と豊浦町大字川棚」に、「菊川町と豊田町との境界線に沿つて北東」を、「同境界線」を、「同市菊川町大字貴飯と豊田町大字李路子との大字界線に沿つて東」に、「京ヶ嶽山頂を経て同境界線」を、「菊川町大字貴飯と豊田町大字李路子との大字界線に沿つて南東に進み、同所から菊川町大字上岡枝と豊田町大字鷹子との大字界線に沿つて南東に進み、同所から豊田町大字鷹子と豊田町大字江良との境界点に至り、同所から菊川町大字上岡枝と豊田町大字江良との大字界線」に、「旧豊東村と旧岡枝村との境界線」を、「菊川町大字上岡枝と菊川町大字

西中山と豊田町大字江良との境界点」に、「同境界線に沿つて南」を、「菊川町大字上岡枝と菊川町大字西中山との大字界線に沿つて南に進み、菊川町大字上岡枝と菊川町大字下岡枝と菊川町大字西中山との境界点に至り、同所から菊川町大字下岡枝と菊川町大字西中山との大字界線に沿つて南東」に、「（面積一、一八一ヘクタール）」を、「（面積一、一八一ヘクタール）」に改める。

歌野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を、「平成二十九年十月三十一日」に改める。

歌野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区に関する指針

(一) 鳥獣保護区の設定

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百四十一号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和六十二年山口県告示第八八十二号）の一部を次のように改正し、平成十九年十一月一日から施行する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ第一項の規定に基づき」を、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を、「指定する」に改める。

鑄銭司南鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山口市鑄銭司の市道今宿東南線と市道大村三号線との三差路を起点とし、同所から市道大村三号線に沿つて東に進み、県道四辻停車場線との交差点に至り、同所から同県道に沿つて南に進み、県道山口秋穂線との三差路に至り、同所から秋穂線に沿つて南西に進み、林道今宿峠線に通ずる小径との三差路に至り、同所から同小径に沿つて南に進み、同林道に至り、同所から同林道に沿つて南西に進み、福西山山頂に通ずる峰筋に至り、同所から同峰筋に沿つて南に進み、同市鑄銭司と秋穂二島との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿つて西に進み、同市鑄銭司と秋穂二

島と名田島との境界点に至り、同所から同市鑄銭司と名田島との大字界線に沿って北に進み、同市鑄銭司と名田島と陶との境界点に至り、同所から同市名田島と陶との大字界線に沿って北に進み、同市陶字龍宮に通ずる峰筋に至り、同所から同峰筋に沿って北に進み、市道南向山下線に至り、同所から同市道に沿って東に進み、市道瀧上線との三差路に至り、同所から市道瀧上線に沿って北に進み、梅ノ木川右岸に至り、同所から同川右岸に沿って東に進み、市道南線に通ずる小径に至り、同所から同小径に沿って南東に進み、同市道に至り、同所から同市道に沿って東に進み、市道今宿東南線との三差路に至り、同所から市道今宿東南線に沿って北東に進み、起点に至る線によつて囲まれた区域（面積 三〇五ヘクタール）

鑄銭司南鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成十九年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

むつみ鳥獣保護区の二 区域に関する部分中、「阿武郡むつみ村大字吉部上」を「萩市大字吉部上」に、「村道山根宇立線」を「市道山根宇立線」に、「同村道」を「同市道」に、「村道狐平線」を「市道狐平線」に、「村道伏馬線」を「市道伏馬線」に、「村道第二高之峯線」を「市道第二高の峯線」に、「県道萩津和野線」を「同県道」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの人が訪れるキャンプ場を有し、

鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百四十二号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第八百六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により」に改める。

壁島鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市豊北町大字神田の壁島全域（面積 二ヘクタール）
壁島鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を「平成十九年十月三十一日」に改める。

壁島鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分
集団渡来地

(二) 指定の目的

当該区域は、多くのウミウが越冬のため渡来しており、ウミウの休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

山口県告示第五百四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 名称 夏切休猟区

- 二 区域 周南市大字埜の一般国道三七六号と県道和田上村線及び市道和田中村線との交差点を起点とし、同所から同市道に沿って北東に進み、市道ふけ線との三差路に至り、同所から市道ふけ線に沿って北西に進み、山口市と周南市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、市道秋字明巢山線に至り、同所から同市道に沿って南東に進み、県道鹿野夜市線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南に進み、一般国道三七六号との三差路に至り、同所から同国道に沿って南東に進み、市道畑線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、市道桂線と林道吉ヶ谷線との三差路に通ずる小径に至り、同所から同小径に沿って南西に進み、同市道と林道との三差路に至り、同所から同市道に沿って南に進み、市道中野線との三差路に至り、同所から市道中野線に沿って南東に進み、市道間上四熊線との三差路に至り、同所から市道間上四熊線に沿って西に進み、県道和田上村線との三差路に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(高瀬鳥獣保護区を除く。)(面積 一、八九〇ヘクタール)
- 三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

- 一 名称 日暮休猟区
- 二 区域 山口市徳地船路の一般国道四八九号と市道鳴谷・茂知木線及び市道深瀬・御馬線との交差点を起点とし、同所から同国道に沿って北に進み、市道御馬・ゆづりは線との交点に至り、同所から同市道に沿って北東に進み、大原湖鳥獣保護区の境界線に至り、同所から同境界線に沿って北東に進み、市道釣山・梶畑線と市道笠ヶ滝・祖父線との三差路に至り、同所から市道釣山・梶畑線に沿って南東に進み、市道釣山・梶畑線と市道桃木・梶畑線と市道梶畑線との三差路に至り、同所から市道梶畑線に沿って南西に進み、林道梶畑線に至り、同所から同林道に沿って南に進み、林道鹿野・豊田線との三差路に至り、同所から林道鹿野・豊田線に沿って西に進み、市道船路・大月線の終点に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、市道深瀬・御馬線との三差路に至り、同所から市道深瀬・御馬線に沿って南西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、四七二ヘクタール)
- 三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

- 一 名称 奥畑・久兼休猟区
- 二 区域 防府市大字久兼の県道山口徳山線と県道三田尻港徳地線との三差路を起点とし、同所から県道三田尻港徳地線に沿って北に進み、山口市と防府市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って東に進み、山口市と防府市との境界点に至り、同所から防府市と周南市との境界線に沿って南に進み、県道山口徳山線に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、〇七九ヘクタール)
- 三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

- 一 名称 嘉年上休猟区
- 二 区域 萩市と阿武郡阿東町との境界線と町道嘉年上線との交点を起点とし、同所から同境界線に沿って北東に進み、島根県と山口県との境界線に至り、同所から島根県と山口県との境界線に沿って南東に進み、県道萩津和野線に至り、同所から同県道に沿って西に進み、町道井戸市之瀬線及び町道嘉年上線との交差点に至り、同所から町道嘉年上線に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 八八三ヘクタール)
- 三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

- 一 名称 小野・二俣瀬休猟区
- 二 区域 宇部市大字小野の一般国道四九〇号と県道伊佐吉部山口線との三差路を起点とし、同所から同県道に沿って南東に進み、同市と山口市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南西に進み、一般国道二号に至り、同所から同国道に沿って西に進み、一般国道四九〇号及び市道田の小野車地線との交差点に至り、同所から一般国道四九〇号に沿って北東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域(面積 一、七九〇ヘクタール)
- 三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

- 一 名称 吉部休猟区
- 二 区域 宇部市大字今富の県道小野田美東線と市道口ノ坪今富線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って北西に進み、市道今富笛太郎線との三差路に至り、同所から市道今富笛太郎線に沿って北西に進み、市道今富大河内線との三差路に至り、同所から市道今富大河内線に沿って北西に進み、市道伊佐地黒五郎線との三差路に至り、同所から市道伊佐地黒五郎線に沿って北に進み、市道藤ヶ瀬黒五郎線との三差路に至り、同所から市道藤ヶ瀬黒五郎線に沿って西に進み、同市と美祿市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北東に進み、県道美祿小郡線に至り、同所から同県

道に沿って南東に進み、同市大字東吉部と大字小野との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南西に進み、大字東吉部と大字西吉部と大字小野との境界点に至り、同所から大字西吉部と大字小野との大字界線に沿って南東に進み、大字西吉部と大字如意寺と大字小野との境界点に至り、同所から大字西吉部と大字如意寺との大字界線に沿って西に進み、大字西吉部と大字如意寺と大字芦河内との境界点に至り、同所から大字西吉部と大字芦河内との大字界線に沿って西に進み、市道沼田ヶ原長谷線に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、県道小野田美東線との三差路に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 二、三四六ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 伊佐東休獵区

二 区域 美祢市伊佐町伊佐の一般国道四三三五号と県道伊佐吉部山口線との三差路を起点とし、同所から同国道に沿って東に進み、同市と美祢郡秋芳町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南東に進み、宇部市と美祢市と同町との境界点に至り、同所から宇部市と美祢市との境界線に沿って南西に進み、県道美祢小郡線に至り、同所から同県道に沿って西に進み、市道杉谷線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、県道伊佐吉部山口線との三差路に至り、同所から同県道に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 九八六ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 植生休獵区

二 区域 山陽小野田市大字植生の一般国道二号と市道傍示大木線との三差路を起点とし、同所から同国道に沿って西に進み、下関市と山陽小野田市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北東に進み、下関市と美祢市と山陽小野田市との境界点に至り、同所から美祢市と山陽小野田市との境界線に沿って南東に進み、県道奥万倉山陽線に至り、同所から同県道に沿って南西に進み、県道植生停車場線との三差路に至り、同所から県道植生停車場線に沿って北西に進み、市道傍示清水堂線及び市道清水堂角野線との交差点に至り、同所から市道傍示清水堂線に沿って西に進み、市道大木大持線及び市道傍示大木線との交差点に至り、同所から市道傍示大木線に沿って南西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 九〇五ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 江崎休獵区

二 区域 萩市大字下田万の県道津和野田万川線と市道大久保・松崎線との三差路を起点とし、同所から同県道に沿って北に進み、市道明間線との三差路に至り、同所から同市道に沿って東に進み、林道明間線に至り、同所から同林道に沿って北東に進み、同林道の終点に至り、同所から谷筋に沿って北東に進み、島根県と山口県との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、同市大字上田万と大字下小川との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南西に進み、林道矢代線に至り、同所から同林道に沿って南西に進み、同県道との三差路に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、同市道に沿って北西に進み、市道中組・丸山線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、同県道との三差路に至り、同所から同市道に沿って南東に進み、市道大久保・松崎線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 六六〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 小川休獵区

二 区域 萩市大字上小川東分の県道田万川須佐線と市道立野線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って南に進み、林道ラスガ峠線との三差路に至り、同所から同林道に沿って西に進み、市道上市丸線との三差路に至り、同所から同市道に沿って西に進み、市道上市丸線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、市道市丸線との三差路に至り、同所から同市道に沿って北西に進み、林道弥僧線に至り、同所から同林道に沿って西に進み、林道うなぎ淵線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南東に進み、市道中の河内線の終点に至り、同所から同市道に沿って西に進み、広域農道阿武東線に通ずる小径との三差路に至り、同所から同小径に沿って南西に進み、同農道に至り、同所から同農道に沿って東に進み、市道平山須佐線との三差路に至り、同所から同市道に沿って南西に進み、同市大字上小川西分と大字弥富上との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って北に進み、大字上小川西分と大字須佐と大字弥富上との境界点に至り、同所から大字上小川西分と大字須佐との大字界線に沿って北東に進み、大字上小川東分と大字須佐と大字上小川西分との境界点に至り、同所から大字上小川東分と大字須佐との大字界線に沿って北東に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って東に進み、起

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

点に至る線によって囲まれた区域（面積 六六〇ヘクタール）

一 名称 寺屋敷休猟区

二 区域 萩市川上の県道山口福栄須佐線と市道小谷口ダム線との三差路を起点とし、同所から同市道に沿って南に進み、林道大代線に至り、同所から同林道に沿って南西に進み、同市川上と大字佐々並との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南西に進み、同県道に至り、同所から同県道に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 六四〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 男岳休猟区

二 区域 萩市大字佐々並の県道佐々並町絵美東線と県道矢代佐々並線との三差路を起点とし、同所から県道佐々並町絵美東線に沿って南西に進み、同市と美祿郡美東町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北に進み、県道秋萩線に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、県道矢代佐々並線との三差路に至り、同所から県道矢代佐々並線に沿って南東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 二、〇八七ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 日尾山休猟区

二 区域 萩市三見の一般国道一九一号と手水川左岸との交点を起点とし、同所から同国道に沿って南西に進み、同市と長門市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って北西に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿って北東に進み、三見川河口に至り、同所から同川左岸に沿って南東に進み、手水川との合流点に至り、同所から手水川左岸に沿って南東に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 一、〇六〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 福田休猟区

二 区域 阿武郡阿武町大字福田上の一般国道三二五号と町道長沢横輪線との三差路を

起点とし、同所から同町道に沿って北に進み、同国道との三差路に至り、同所から同国道に沿って北西に進み、萩市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南東に進み、同国道に至り、同所から同国道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 一、〇五〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 惣郷休猟区

二 区域 阿武郡阿武町大字惣郷の一般国道一九一号と町道嵩線との三差路を起点とし、同所から同国道に沿って北に進み、町道王子ヶ坂惣郷線との三差路に至り、同所から海岸線に通ずる小径に沿って西に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿って北に進み、萩市と同町との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南東に進み、白須山国有林と民有林との境界線に至り、同所から白須山国有林と民有林との境界線に沿って南西に進み、同町大字惣郷と大字宇田との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南西に進み、神宮山山頂に至り、同所から峰筋に沿って南東に進み、町道元浦平原線に通ずる小径に至り、同所から同小径に沿って南西に進み、同町道の終点に至り、同所から同町道に沿って南西に進み、町道嵩線との三差路に至り、同所から町道嵩線に沿って北に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 九一〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

一 名称 遠岳山休猟区

二 区域 阿武郡阿武町大字奈古の一般国道一九一号と町道奈古中央線との三差路を起点とし、同所から同町道に沿って南西に進み、町道東方筒尾線との三差路に至り、同所から町道東方筒尾線に沿って西に進み、海岸線に通ずる小径に至り、同所から同小径に沿って南西に進み、海岸線に至り、同所から海岸線に沿って北東に進み、遠根川河口に至り、同所から同川左岸に沿って南に進み、町道宇久線に至り、同所から同町道に沿って南西に進み、同国道との三差路に至り、同所から同国道に沿って南西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 八五五ヘクタール）

三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十二年十月三十一日まで

山口県告示第五百四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 名称 化石採集場特定猟具使用禁止区域
- 二 区域 美祢市大嶺町西分の一二六林班と一四七林班との林班界と一般国道四三三五号との交点を起点とし、同所から同国道に沿って南東に進み、山口森林計画区の区域の境界線に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、一二六林班の三〇小班と三三の二小班との小班界に至り、同所から同小班界に沿って南西に進み、同林班の二五小班と三〇小班と三三の二小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の二五小班と三三の二小班との小班界に沿って西に進み、同林班の二五小班と三三の二小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の二五小班と三三の二小班との小班界に沿って西に進み、同林班の二五小班と三三の二小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の二五小班と三三の二小班との小班界に沿って西に進み、一二六林班と一二六林班と一四七林班との林班界の接点に至り、同所から一二六林班と一四七林班との林班界に沿って北東に進み、起点に至る線によつて囲まれた区域（面積 七ヘクタール）
- 三 存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで
- 四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

山口県告示第五百四十五号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（昭和四十六年山口県告示第八百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、銃猟禁止区域」を、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

佐山銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 佐山特定猟具使用禁止区域

佐山銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中、「山口市と吉敷郡阿知須町との境界線」を、「山口市佐山と阿知須との大字界線」に、「同境界線」を、「同大字界線」に、「町との境界点」を、「との境界線」に、「宇部市と山口市との境界線」を、「同境界線」に、「との三差路」を、「及び市道山口テクノ第二団地線との交差点」に、「同市道」を「市道由良前線」に改める。

佐山銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を、「平成二十九年十月三十一日」に改める。

佐山銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

山口県告示第五百四十六号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（昭和四十七年山口県告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、」を、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を」に、「銃猟禁止区域を設定する」を「指定する」に改める。

室積銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 室積特定猟具使用禁止区域

室積銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中、「大字室積」を、「大字室積村字五反田」に、「（面積八五ヘクタール）」を、「（面積 八五ヘクタール）」に改める。

室積銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成十九年十月三十一日」を、「平成二十九年十月三十一日」に改める。

室積銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

山口県告示第五百四十七号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(昭和六十二年山口県告示第八百九十一号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閉スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

八幡池・大堤銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 八幡池・大堤特定猟具使用禁止区域

八幡池・大堤銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「町道鑄市植畠碓線」を「町道鑄市碓線」に、「(面積七ヘクタール)」を、「(面積 七ヘクタール)」に改める。

八幡池・大堤銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

八幡池・大堤銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

山口秋吉台公園自転車道銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 山口秋吉台公園自転車道特定猟具使用禁止区域

山口秋吉台公園自転車道銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「町道追拳枋田線との」を「同町道との」に改める。

山口秋吉台公園自転車道銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

山口秋吉台公園自転車道銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

成瓜銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 成瓜特定猟具使用禁止区域

成瓜銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「大津郡日置町大字日置上」を「長門市

日置上」に、「町道黄波戸口上城線」を「市道黄波戸口上城線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道黄波戸口亀山線」を「市道黄波戸口亀山線」に、「町道上城黄波戸線」を「市道上城黄波戸線」に、「(面積二八〇ヘクタール)」を、「(面積 二八〇ヘクタール)」に改める。

成瓜銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

成瓜銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

山口県告示第五百四十八号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(昭和六十三年山口県告示第八百七十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閉スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

厚狭中央銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 厚狭中央特定猟具使用禁止区域

厚狭中央銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「厚狭郡山陽町大字山野井字中尾」を「山陽小野田市大字山野井」に、「と山陽本線」を「とJR山陽本線」に、「町道平原山川線」を「市道平原山川線」に、「同町道に沿って南東」を「同市道に沿って南東」に、「町道鴨庄下村線」を「市道鴨庄下村線」に、「同町道に沿って南」を「市道鴨庄下村線に沿って南」に、「町道下村線」を「市道成松山川線と市道鴨庄下村線と市道下村線」に、「同町道に沿って南西」を「市道下村線に沿って南西」に、「山陽本線」を「同山陽本線」に改め、「一円の」を削り、「(面積二四六ヘクタール)」を、「(面積 二四六ヘクタール)」に改める。

厚狭中央銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

厚狭中央銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

山口県告示第五百四十九号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(平成九年山口県告示第七百四十二号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及び狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

中須南銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 中須南特定猟具使用禁止区域

中須南銃猟禁止区域の一 区域に関する部分中「徳山市と下松市との境界線と」を「下松市と周南市との境界線と」に、「徳山市と熊毛郡熊毛町との境界線」を「周南市大字中須南と大字八代との大字界線」に、「同境界線」を「同大字界線」に、「徳山市と下松市と同町との境界点」を「下松市と周南市との境界線」に、「徳山市と下松市との境界線」を「同境界線」に改める。

中須南銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器
中須南銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

光島田川銃猟禁止区域の一 名称に関する部分を次のように改める。

一 名称 光島田川特定猟具使用禁止区域

光島田川銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中「大字浅江」を「浅江二丁目」に、「三差路を」を「交差点を」に改める。

光島田川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成十九年十月三十一日」を「平成二十九年十月三十一日」に改める。

光島田川銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。
四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

山口県告示第五百五十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六十八条第一項の規定に基づき、次のとおり猟区の認可をする。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 猟区の名称

周防大島猟区

二 区域

大島郡周防大島町の区域(笠佐島の区域を除く。)

三 存続期間

平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 猟区設定者の名称

周防大島町

五 事務所的位置

大島郡周防大島町大字小松二二六番地の二

六 入猟承認料

一人一日につき六千円(浮島及び頭島の区域にあつては、一人一日につき八千円)

山口県告示第五百五十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七十一条第一項の規定に基づき、周防大島町橋猟区の廃止の認可をする。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第五百五十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七十一条第一項の規定に基づき、周防大島町久賀猟区の廃止の認可をする。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第五百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七十一条
第一項の規定に基づき、周防大島町大島猟区の廃止の認可をする。

平成十九年十月三十日

山口県知事 二井 関 成

平成十九年十月三十日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）